

## 業務主任者講習会(再教育講習)開催通知

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第19条第3項及び同法規則第23条に基づき次のとおり業務主任者講習を実施します。なお再講習の受講は、業務主任者に選任されている全ての者に対して法令で義務付けられております。法定期限内に受講されていない方は、必ず受講してください。

- ① 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者が高圧ガス保安法第29条第1項の第二種販売主任者免状の交付を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に、その者に第1回の講習を受けさせなければならない。
- ② 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者の前項の第1回の講習を受けさせた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内にその者に第2回の講習を受けさせなければならない。第3回以降の講習についても、同様とする。
- ③ 液化石油ガス販売事業者は、業務主任者に選任した日に前二項の期間が経過している場合又は業務主任者に選任した日から前二項の期間が経過するまでの期間が六月未満の場合は、その者に、前二項の規定にかかわらず、選任の日から六月以内に講習を受けさせなければならない。

### 記

#### 1.講習の日時、場所

講習日時 8月21日(火) 9時30分～17時30分  
場 所 広島県LPガス会館 3階 講堂 Adr:広島市西区己斐本町三丁目8-5 Tel:(082)275-1804  
定 員 150名 [駐車場は駐車台数の制限があります]

#### 2.申込方法

所定の申込書に必要事項を記入し、写真(縦4.5cm×横3.5cm、裏面に氏名を記入し受講票の所定欄に貼付すること。)受講料(振込・現金書留・持込等。但し、いずれの場合も受付は申込み期間内とする。)を添えて申込みください。

#### 3.受講票発送日

申込書・受講料の2点の確認ができた方から順に、随時受付・発送いたします。

#### 4.申込先、振込先、お問合せ先

〒733-0812 広島市西区己斐本町三丁目8-5 広島県LPガス会館内 広島県液化石油ガス教育事務所  
振込先 広島銀行 己斐(コイ)支店 (普通) No.1284546 広島県液化石油ガス教育事務所  
お問合せ先 Tel:(082)275-1804

#### 5.申込期間(消印有効)

7月10日(火)～7月27日(金)

#### 6.受講料(非課税)

4,500円(申込期間外の返金対応は致しかねます。)

#### 7.書籍(税込価格にて表記(8%))

	厚さ	価格	改訂時期
①液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規集 (第33次改訂版)	24mm	3,600円	平成30年1月改訂
②高圧ガス保安法規集 液化石油ガス分冊 (第15次改訂版)	21mm	1,850円	平成30年1月改訂
③LPガス販売事業者保安教育指針 (KHKS1701 2018)	30mm	3,000円	平成30年4月改訂

※書籍の事前送付を希望される方は、別途送料(金額は申込用紙に記載)を、書籍代と合わせてお支払いください。講習日当日の書籍受け渡しも可能です。なお、講習日当日も会場にて販売します。

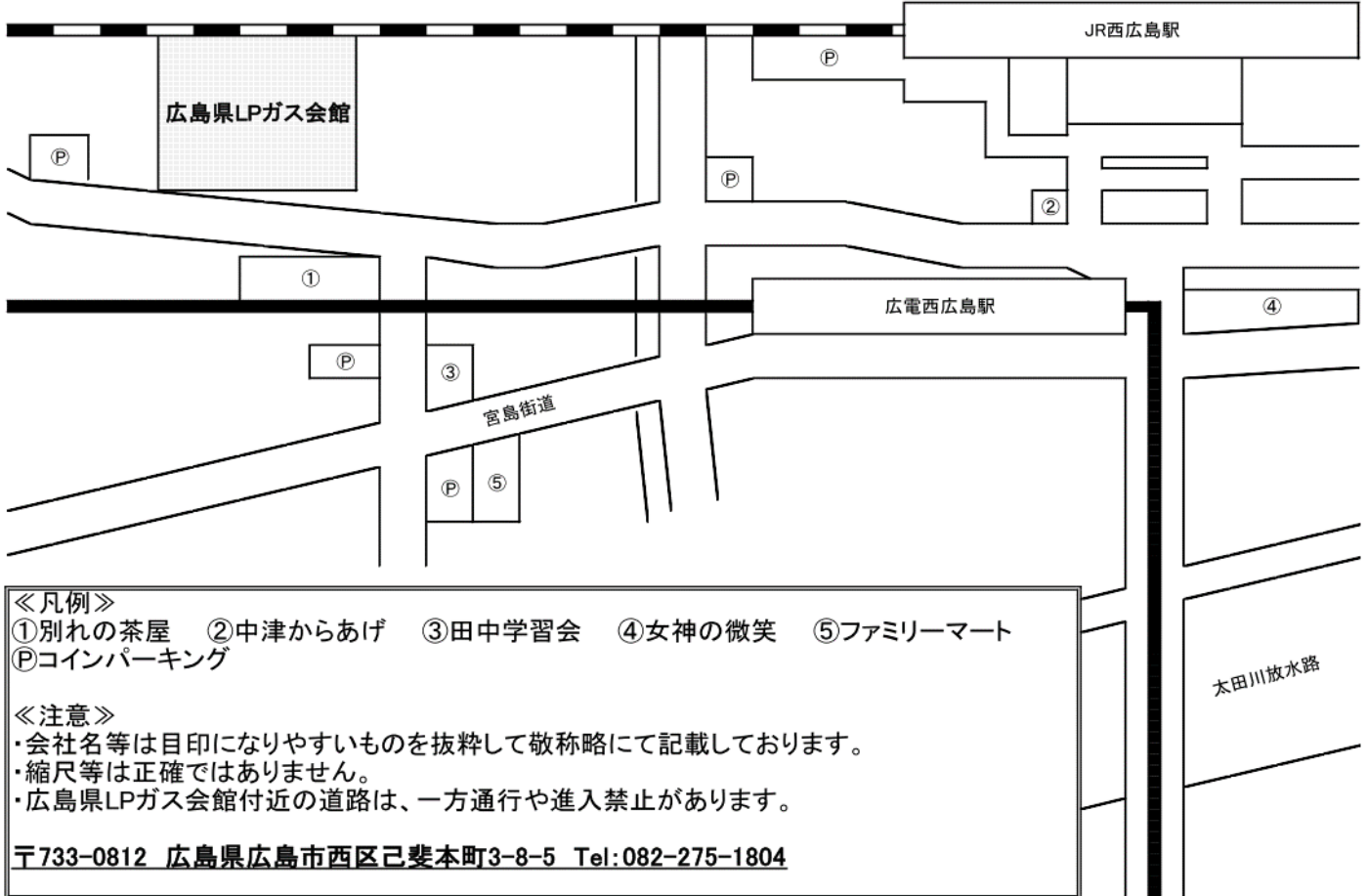
#### 8.注意事項

講習の最後に修了調査を行います。また講習修了印を押しますので、販売主任者免状を必ず持参ください。業務主任者講習の講習案内は、基本的にこちらから案内しておりません。(会員事業者へ一斉に案内します。)各自で受講サイクルを管理していただきますよう、お願いいたします。

(お願い)

- ・講習当日の開場時間は8時となっております。また講習会場周辺は交通量が多く、道路も狭いため、開場前に講習会場周辺での路上駐車はご遠慮ください。

広島県LPガス会館付近図



《凡例》

- ①別れの茶屋 ②中津からあげ ③田中学習会 ④女神の微笑 ⑤ファミリーマート  
Pコインパーキング

《注意》

- ・会社名等は目印になりやすいものを抜粋して敬称略にて記載しております。
- ・縮尺等は正確ではありません。
- ・広島県LPガス会館付近の道路は、一方通行や進入禁止があります。

〒733-0812 広島県広島市西区己斐本町3-8-5 Tel:082-275-1804